

令和7年度 幼稚園等利用申込みの手引き

幼稚園等（幼稚園、認定こども園（教育部分））に入園を希望される場合の利用申込みに関するご案内です。



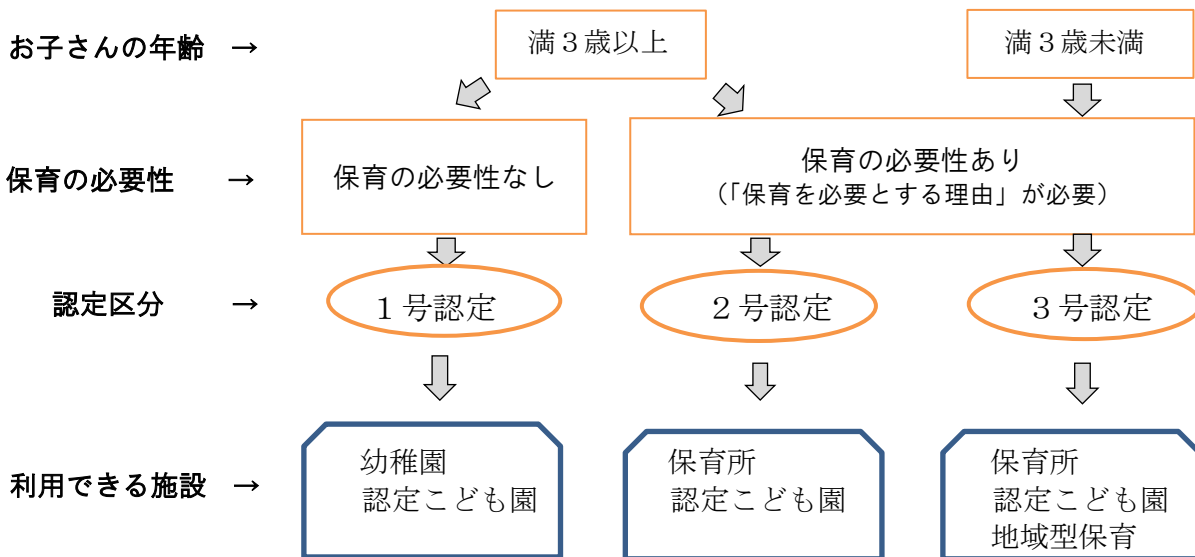
○問い合わせ先
有田町子育て支援課
☎ 0955-25-9200



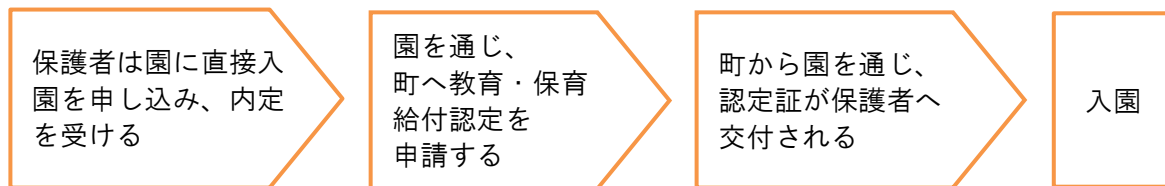
【教育・保育給付認定について】

幼稚園や保育所などを利用するためには、教育・保育を受けるための「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。「教育・保育給付認定」は、お子さんの年齢や保育の必要性によって3つの認定区分に分けられます。

幼稚園または認定こども園（教育部分）を利用するためには、1号認定を受けていただく必要があります。



【申込みの流れ】



※4月からの利用に向けた認定は、一斉受付により認定事務が集中し、審査に時間を要することから、審査結果は1月中旬以降にお知らせする予定です。

※認定の有効期限は、1号認定の場合、小学校就学前までとなります。

【 申込みに必要な書類 】

施設型給付費・地域型保育給付費等支給費等教育・保育給付認定申請書兼入所申込書を、各園に提出してください。

書類不備の場合は、受付できませんのでご了承ください。

【 利用者負担額（保育料）について 】

令和元年10月より開始された幼児教育・保育無償化に伴い、1号認定のお子さんの保育料は無償となりました。

【 給食（副食）費の減免について 】

給食費は各園において実費を徴収しますが、年収約360万円未満相当（父母の市町村民税所得割課税額の合計が77,100円以下）世帯の児童、及び全ての世帯の第3子について、副食費（4,500円/月）を減免します。なお、4月から8月分は令和6年度の市町村民税所得割課税額（令和5年中の収入に対する課税額）を基に、9月から3月分は令和7年度の市町村民税所得割課税額（令和6年中の収入に対する課税額）を基に判定します。



【 1号認定児童の預かり保育利用料について 】

下記の条件を満たす方は、施設等利用給付認定を受けることで、預かり保育利用料についても無償化の対象となります。施設等利用給付認定を受けるためには別途申請が必要となりますが、必要書類等は園に配布していますのでお尋ねください。

なお、令和6年度中に施設等利用給付認定を受けられている方につきましては、別途2月頃に現況届の提出についてご案内させていただきますので、今回申請していただく必要はありません。

認定	対象年齢	利用可能施設等	保育の必要性
新2号	3歳児～5歳児クラスの児童	預かり保育（幼稚園・認定こども園（教育部門）・特別支援学校）、一時預かり、病児保育、認可外施設、ファミサポ等	あり
新3号	満3歳児クラスの児童のうち、市町村民税非課税世帯		

【 入所後の手続き 】

次のような場合は、速やかに届出をしてください。

- 住所が変わるなど、住民票の内容に変更があったとき（転出・転居など）
- 家庭状況に変更があったとき（結婚・離婚など）
- 修正申告などで、税額に変更があったとき
- 1号認定から2号・3号認定に変更するとき



【 認定等の変更 】

認定等の変更については、毎月20日締切で、翌月からの適用となりますのでご注意ください。

*20日が土日祝の場合は、前日が締切となります。

※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを利用した電子申請も可能です。
詳しくは「ぴったりサービス」でご検索ください。